

委託業務契約書

株式会社パーティプロダクションジュン（以下「甲」という。）

及び_____（以下、「乙」という。）は、甲の業務の委託に関して、以下のとおり業務委託契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条 （業務委託の内容）

1. 甲は乙に対し、以下の業務（以下「本件委託業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。
 - （1） ホテル等で行われるパーティ等における接客業務
 - （2） パーティ進行における案内誘導
 - （3） ドリンク、料理のサービス業務
 - （4） 前号の他、甲乙協議の上決定された業務
2. 乙は、自己の裁量と責任で誠実に本業務を遂行するものとする。但し、甲は、委託者として、乙の業務遂行に必要な指導を行うものとする。
3. 乙は、本業務を遂行するにあたって、次の各号を遵守しなければならない。
 - （1） 本業務の遂行にあたっては、甲が定める諸規約を遵守するとともに、節度を保持すること。
 - （2） 利用者が不快感を抱くような言動をしないこと。
 - （3） 甲の名誉を傷つけ、又は信用を落とすようなことをしないこと。

第2条 （契約期間）

1. 本契約の有効期間は令和7年1月1日から令和7年12月31日までとする。
2. 本契約の更新は1年ごとに行うものとし、契約期間満了の1か月前までに甲及び乙のいずれから解約の意思の表明がない場合は、本契約は自動的に1年間の更新を行うものとし、それ以後も原則として同様の契約更新を行うものとする。
3. 前号の契約更新は、本件委託業務の状況、乙の業務遂行の状況等により、行わない場合がある。

第3条 （業務委託料）

甲は乙に対し、本件委託業務の報酬として、税込み金額を業績に応じ、2時間（ワンセット）単位で費用の支払いおよび、時間延長報酬、ホテル追加報酬を、別紙「業務報酬表」に基づき支払うものとする。

第4条 （支払方法）

甲は第3条の業務委託料に基づき、各月の1日から末日までの乙の業務内容から支払委託料を算出し、業務を行った月の翌

月の末日に乙が指定する金融機関の口座に振り込むことにより業務委託料を支払うものとする。

第5条 （受託者の責務）

1. 乙は、本件委託業務を、善良なる管理者の注意をもって行うものとする。また、乙は本件委託業務の遂行にあたり、関係諸法令を遵守するのはもとより、取引先の諸規定を遵守し、甲及び取引先に迷惑をかけないものとする。
2. 乙は、甲又は取引先から貸与された入場証、衣服、未使用の名刺等の物品については、本件委託業務が終了した際には速やかに返却しなければならない。
3. 乙は、甲からの求めがある場合には、本件委託業務の勤務状況、その他甲が報告を求める事項に

関して、遅滞なく甲に報告しなければならない。

4. 乙は、甲及び取引先の名誉を害し、甲及び取引先の信用を傷つけるような行為をしてはならない。
5. 乙が本件委託業務に関して作成又は受領した帳簿、原簿、報告書等の資料の所有権は全て甲に帰属する。
6. 乙は、本件委託業務にあたって顧客からチップ等を受けた場合は、必ずその現場のチーフに渡し、甲に報告をしなければならない。甲は、そのチップ等をまとめ分配する。
7. 業務終了後に顧客と共に業務とは別の会場等に行く場合は、必ず現場のチーフがまとめて甲に連絡を行い、甲の許可を得てから行かなければならない。その場合に、必ず複数のメンバーと共に行動するものとし、一人で行動してはならない。その場合において、報酬は発生しない。

第6条 （衣装等）

1. 本件委託業務の履行にあたって、原則として必要な衣服は甲が負担し、セットやヘアメイクその他の甲が指定するものは乙が負担する。ただし、必要に応じてセットやヘアメイクを甲が負担する場合がある。
2. 乙は甲から貸与された衣服等については、善良なる管理者の注意をもって扱うものとし、乙の不注意等により汚損した場合は乙の責任でクリーニングを行い、又は乙が破損又は滅失させたとき、返却しないときは、乙は甲に対し損害賠償責任を負う。

第7条 （納税義務等）

1. 乙は、その所得に関し、自ら確定申告を行い納税する義務を負う。
2. 乙は、インボイス制度に対応し、適格請求書発行事業者の登録申請を行い、甲にその登録番号を通知しなければならない。
3. 乙は、甲から納税に関する事実についての確認を受けた場合は、その事実がわかるものを提示しなければならない。
4. 乙は、社会保険については、自らの責任において法令に従い加入しなければならない。

第8条 （再委託の禁止）

乙は、本件委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。但し、乙が甲に通知をし、甲が承諾した場合はその限りではない。

1. 前項の定めにも関わらず乙が甲に通知することなく再委託した場合において、再委託先が甲及び取引先又は第三者に対して損害を与えた場合は、乙はその責任の如何を問わず、甲及び取引先又は第三者に対してその損害の賠償の責を負う。

第9条 （秘密保持）

1. 営業秘密は甲に所属する。
2. 乙は、本契約締結の事実及び本件委託業務遂行上知り得た甲の営業上及びその他一切の情報（以下、「秘密情報」という。）を、第三者に開示・漏洩してはならず、本契約の履行以外の目的に利用してはならない。
3. 乙は、甲の取引先等に関する秘密情報について、第三者に開示・漏洩してはならない。
4. 第1項及び第2項の義務は、本契約期間中のみならず、本契約終了後も同様とする。

第10条 （業務の処理責任）

1. 本件委託業務に関し、トラブル及び個人情報等の取扱いにおける問題又は善良なる管理者の注意を欠いた不完全な処理が行われた場合、乙は直ちに甲に報告し、その指示を仰がなければならない。
2. 乙の行う本業務に起因して、甲の顧客から出た苦情等に関しては、直ちに甲へ報告するとともに、

甲の指示に従い、乙の責任において解決を図らなければならない。

第11条（コンプライアンス）

1. 乙は、本件委託業務を遂行するにあたり、関係諸法令や取引先が定める「コンプライアンス行動指針」等の倫理、基準、ガイドライン、その他「インサイダー取引等の防止に関する規程」等の諸規則を十分に理解、遵守し、社会的信用を損なうことの無いようにする義務を負う。
2. 乙は、ソーシャルメディア（ツイッター、フェイスブック、ラインなど）に、業務時間中及び業務時間外に業務上知り得た秘密事項、その他甲及び甲の取引先等に不利益になることは一切書き込んで서는ならない。特に写真を撮影し書き込むことは厳禁とする。
3. 乙は、クライアント及び顧客と連絡先の交換など直接のやり取りを禁止する。万が一、禁止行為または準ずる行為を行った場合は第15条に準じて直ちに契約解除を行う。

第12条（不測の事態）

1. 乙は、不測の事態により業務の遂行が不可能となった場合、甲の一員としてなすべき対策を行い、甲の業務活動に支障をきたさないよう甲に連絡をし、対策を講じなければならない。
2. 天災等の不可抗力により本件委託業務の遂行が不能または困難となった場合に被る被害については、甲、乙はその責を負わないものとする

第13条（競業禁止）

1. 乙は、本件期間中、甲の承諾を得ることなく、甲の同業他社に対し、本業務と同様又は類似する業務を提供してはならない。
2. 乙は、甲（関係会社を含む）及び甲の取引先等の役員、従業員又は甲が委託契約を結んでいる者に対し、勧誘、引抜き等の行為をしてはならない。

第14条（中途解約）

1. 本契約期間中においても、甲又は乙は、1か月以上の予告期間をもって書面で通知することにより、本契約を解約することができる。また甲は、かかる事前の予告通知をしない場合であっても、1か月分の業務委託料を支払うことにより、本契約期間中であっても本契約を即時に解約することができる。
2. 前項に基づき本契約が解除された場合であっても、既に成立している個別契約については、なおも有効なものとして取り扱い、本契約を適用するものとする。

第15条（契約解除）

1. 甲又は乙は、相手方がその責に帰すべき事由により本契約上の義務を履行しない場合は、相手方に相当の期間を定めて書面による催告を行い、なお履行がないときには、本契約及び個別契約を解除することができる。
2. 甲及び乙は、相手方に次の各号に掲げる事由のいずれが生じたときには、何ら催告することなく直ちに本契約及び個別契約を解除することができる。
 - (1) 連絡が1週間以上とることができなくなったとき。
 - (2) 本契約の各条項に違反し、又は履行を怠ったとき。
 - (3) 重大な過失又は背信行為があったとき。
 - (4) 営業を廃止、または清算に入った時
 - (5) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。
3. 本契約及び個別契約が解除された場合において、乙は、甲又は甲の指定するものに対し、本件委

託業務の円滑な引継ぎを行い、業務処理の継続に支障がないよう協力する義務を負うものとする。

4. 本契約及び個別契約の解除により生じた損害については、乙は甲に対しなんらの請求もできない。

第16条 （損害賠償の請求）

乙は、本契約に違反し甲又は取引先に損害を与えた場合には、甲又は取引先に対しその損害の全額を賠償しなければならない。

第17条 （反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、それぞれ、自己及び自己の役員並びに本件委託業務に従事する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団又はその他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明及び保証する。
2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、及び威力・偽計により相手方の業務を妨害する行為をしてはならない。
3. 甲及び乙は、相手方が前各項に違反した場合、相手方に対して何らの催告をすることなく直ちに本契約を解除することができる。この場合であっても、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。
4. 前項の規定に基づき解除がなされた場合、解除をした当事者は、相手方に対して、解除により生じる一切の損害について賠償する責任を負わない。

第18条 （裁判管轄）

本契約に関する紛争は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第19条 （協議）

本契約に定めのない事項又は本契約条項の解釈上の疑義については、甲・乙双方が曾於の都度誠意をもって協議の上、これを解決する。

第20条 （その他）

本契約の効力発生をもって、甲乙間で既に締結している本業務に関する一切の契約（名称を問わず、以下「原契約」という）については、失効するものとする。但し、既に成立している個別契約は、なお有効なものとして取り扱い、原契約を適用するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ甲・乙各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲：〒552-0016

大阪市港区三先1丁目15番9号

株式会社パーティプロダクション

代表取締役 北 福 和 章



乙：